



令和3年10月第23号（豚）
東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

豚熱ワクチン接種体制が変わります！

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正を受け、知事が認めた民間獣医師である「**知事認定獣医師**」による豚熱ワクチン接種が可能になります。

令和3年11月から**2つの方法**を選択できるようになります。

| | ① 現行体制（継続） | ② 新体制 |
|--------------------|---------------------|--------------------|
| 接種者 | 家畜防疫員 (家畜保健衛生所等) | 知事認定獣医師 (民間獣医師) |
| 県に 支払う 手数料 | 290円/頭 | 50円/頭 |
| 獣医師に 支払う 技術料 | (上記に含む) | 獣医師と農場で 個別に設定 |

② 知事認定獣医師による接種を希望する場合は、
管理獣医師 または 家畜保健衛生所 にご相談ください。